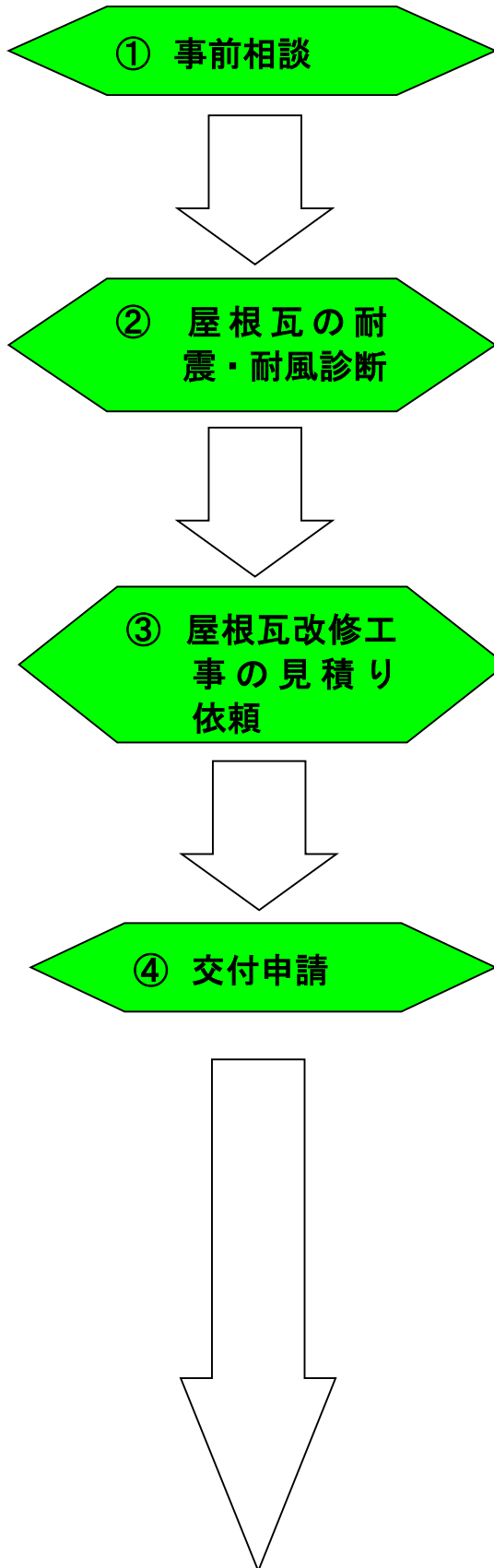


米子市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付申請の手続き

(屋根瓦改修の場合)



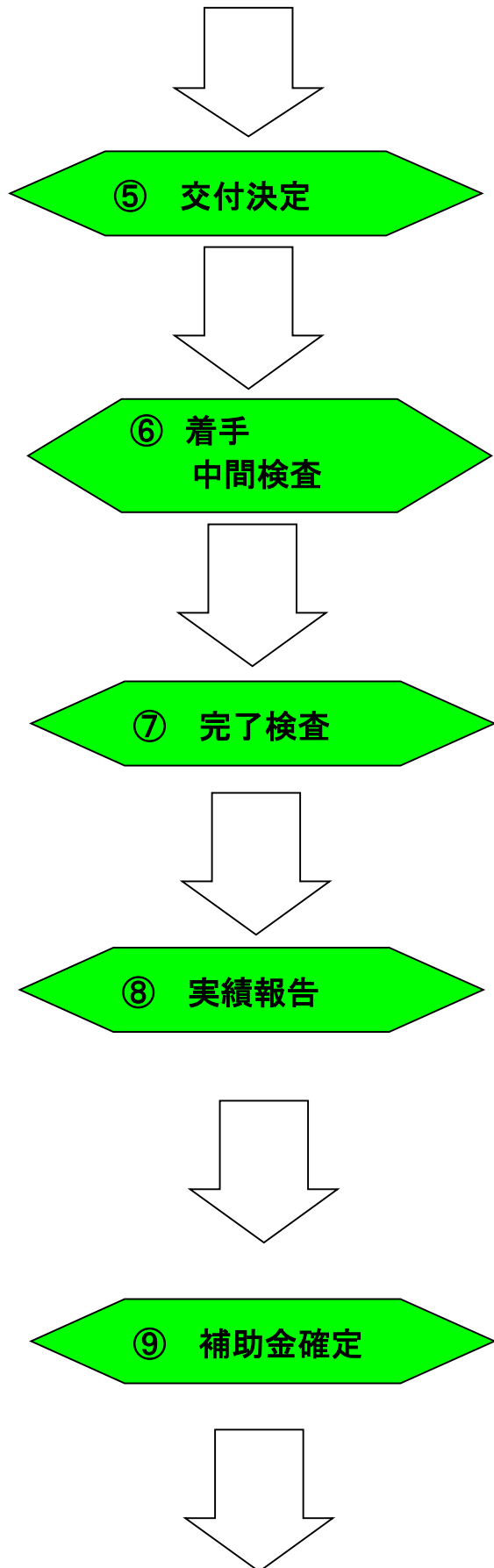
◆ 事業の対象になるかどうか、また、今後の手続の方法などをご相談ください（補助金を受けるためには、『瓦屋根標準設計・施工ガイドライン』に基づいて施工する必要があります。また、事前に、有資格者による屋根瓦の耐震・耐風診断が必要です。申請の前にご相談ください）。

◆ 補助金を申請される際には、事前に瓦屋根診断士、かわらぶき技能士（1級、2級）、瓦屋根工事技士による屋根瓦の耐震・耐風診断を受ける必要があります。申請書の添付書類としても診断結果を記した調査票の提出が必要です。

◆ 屋根瓦の改修工事費用の見積書をもらってください。申請書の添付書類として必要です。

◆ 申請書には、次の書類を添付してください。

- ①屋根瓦改修に要する経費の見積書の写し
- ②申請に係る建物の付近見取図、配置図、平面図等
- ③その他市長が必要と認める書類
 - ・ 申請に係る建物の所有者及び建築時期のわかる書類（家屋の課税明細書、固定資産課税評価事項証明書、建物の登記事項証明書の写しのいずれか）
 - ・ 調査票
 - ・ 瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士（1級、2級）又は瓦屋根工事技士の資格者証の写し
 - ・ 施工前写真（改修部分が見えるような写真）
 - ・ 屋根面積の分かる屋根伏図
 - ・ 施工方法を示すもの（施工マニュアル、ガイドライン等）
 - ・ 使用する瓦のカタログ



- ・ 金属葺へ改修の場合、計算書等（建築基準法に規定する耐風性能があることを示す書類）

◆書類審査の上、補助金交付の可否の決定を通知します。

◆ 事業に着手したときは、速やかに着手届出書を提出してください。その際、補助事業に係る契約書の写しを添付してください。

なお、事業の着手（契約）は補助金の交付決定通知後に行ってください。

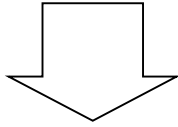
また、現地にて中間検査を実施します。

◆ 事業が完了したときは、速やかに完了届出書を提出して下さい。日程調整後、現地にて完了検査を行います。

◆ 事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書に次の書類を添付して報告してください。

- ①屋根瓦改修に要した経費の請求書又は領収書の写し
- ②事業の成果を示す資料・写真等（1部）
- ③その他市長が必要と認める書類

◆ 書類審査の上、補助金の額を確定します。



⑩ 補助金請求

- ◆ 補助金の請求は、補助金等支払請求書に次の書類を添付して提出してください。
 - ・口座振込依頼書
(補助金は、指定の口座に振り込みます。)

屋根瓦改修を行う申請者・施工者等の方へ

- 補助金を受けるためには、『瓦屋根標準設計・施工ガイドライン』に基づいて施工する必要があります。
- 米子市補助金等交付規則第7条第1項の規定に基づき、必要に応じ、中間検査を行う場合がありますので、工程等を事前に協議してください。